二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品		
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五円に五〇銭による乳糖の含有率が一〇％を超えたごとに六円を加えた額	B 10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A
	その他のもの	一キログラムにつき一八円	B 10
二三〇九・九〇	その他のもの		
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		A
	その他のもの		
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超えるごとに九円三〇銭を加えた額	B 10
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		A
	その他のもの		
	その他のもの		
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		A
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		X
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの		X
	その他のもの		A
	その他のもの		

	第二四類		
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品		
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）		X
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		X
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）		X
	その他のもの		
二四〇三・九一	シートたばこ		A
二四〇三・九九	その他のもの		A
	たばこのエキス及びエッセンス		X
	その他のもの		X
	第二五類		
二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水		X
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）		A
	その他のもの		
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）		A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）		A
二五・〇四	天然黒鉛		A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）		A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）		A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		A
二五〇九・〇〇	白亜		A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）		A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）		A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー		A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		A
	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		A
二五・一六			